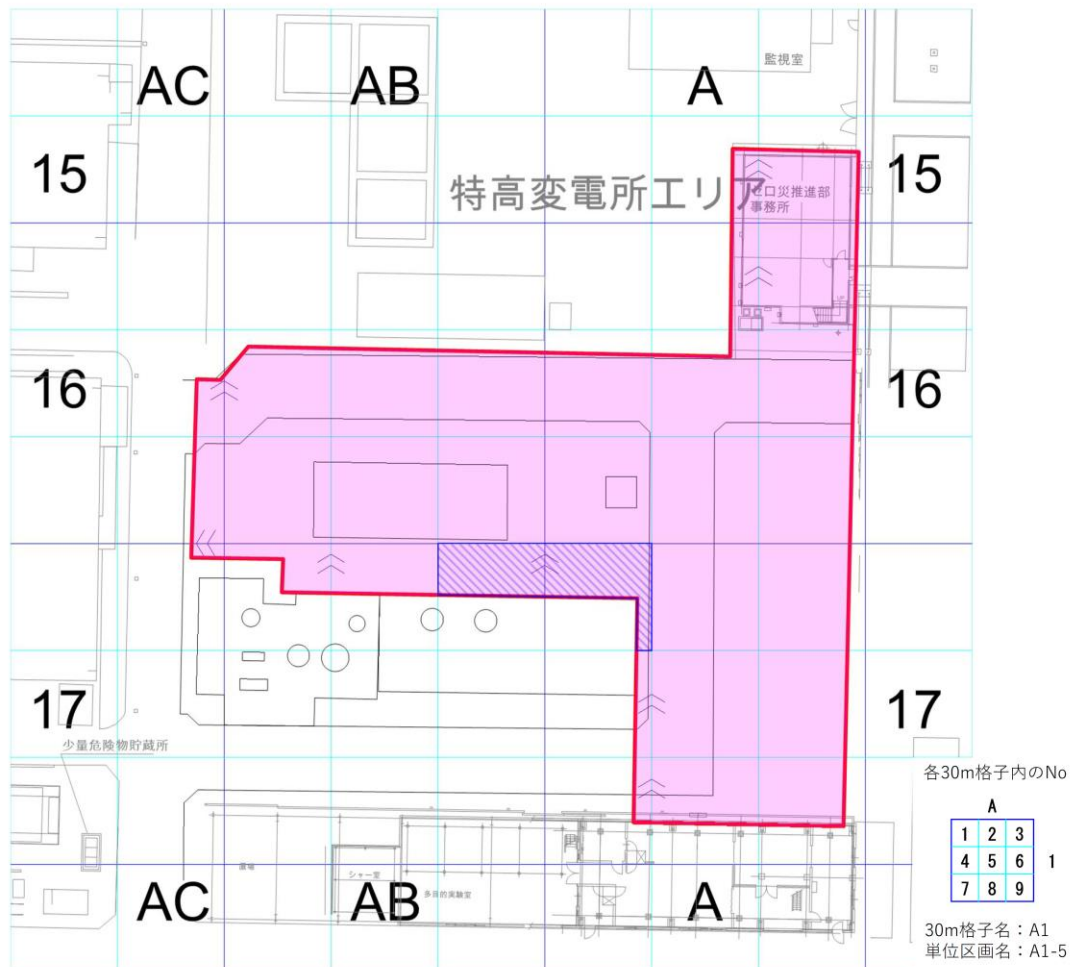




- ：形質変更範囲 —：30m 格子 —：10m 格子 ≪：単位区画の統合
 ■：1,2-ジクロロエレンについて汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲
 ■：第二種特定有害物質（Cr、Pb-C、As、F）について汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲

※1,2-DCE は 1,2-ジクロロエレン（溶出量）、Cr は六価クロム（溶出量）、Pb-C は鉛（含有量）、
 As は砒素（溶出量）、F はふっ素（溶出量）について汚染状態に関する基準に不適合であることを示す。

※令和 7 年 4 月 1 1 日 指-140 号

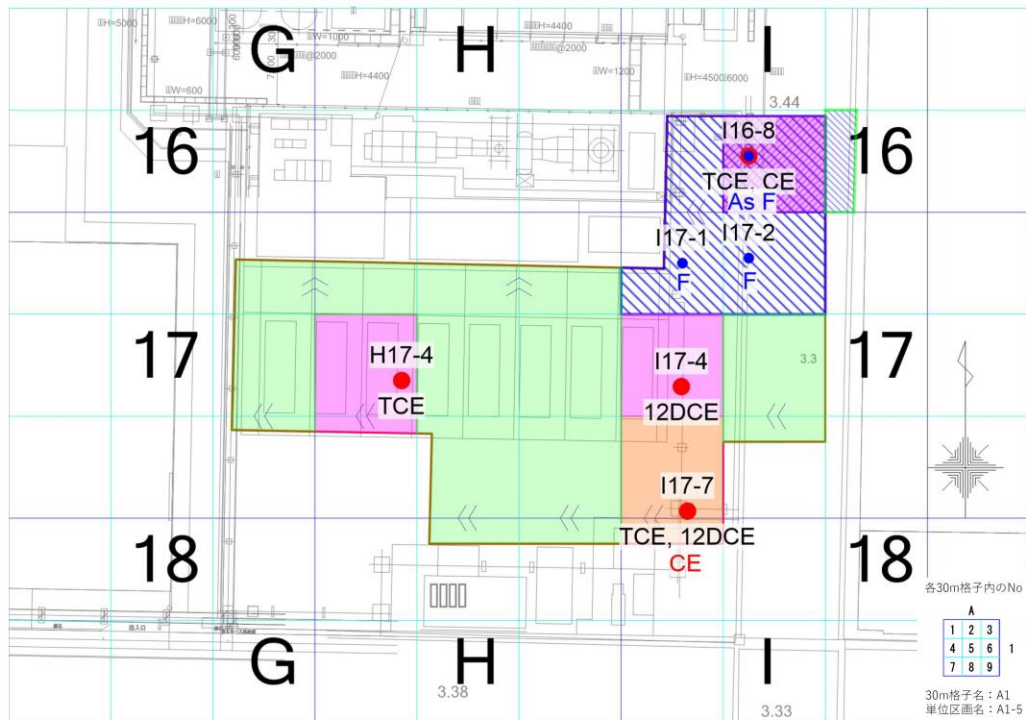
別紙⑱の指定区域は、形質変更範囲について法第 3 条第 8 項による土壤汚染状況調査をした結果、基準不適合となった特定有害物質の汚染状態について指定する。

指定する特定有害物質：1,2-ジクロロエレン（溶出量）、六価クロム（溶出量）、砒素（溶出量）、ふっ素（溶出量）、鉛（含有量）

※令和 7 年 6 月 9 日 指-143 号

別紙⑱の指定区域は、同区域で予定する工事により第 1 種特定有害物質の基準に適合する指定区域の汚染土壤が形質変更範囲全体に拡散することが見込まれることから指定の申請を行ったものである。

指定する特定有害物質：六価クロム（溶出量）、砒素（溶出量）、ふっ素（溶出量）、鉛（含有量）



- : 形質変更範囲 —: 30m 格子 —: 10m 格子 <<: 単位区画の統合
 ●: 土壌試料採取地点 (ボーリング・基準不適合地点)
 ●: 土壌試料採取地点 (表層土壌採取・基準不適合地点)
 ■: 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲
 (第一種特定有害物質: 溶出量基準不適合)
 ■: 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲
 (第一種特定有害物質: 第二溶出量基準不適合)
 ■: 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (ふっ素 (溶出量))
 ■: 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (砒素 (溶出量)、ふっ素 (溶出量))
 ■: 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲
 (TCE (溶出量)、12-DCE (溶出量)、CE (溶出量)、As (溶出量)、F (溶出量))

※地点上は調査地点名、地点下の黒字・青字は溶出量基準不適合項目、赤字は第二溶出量基準不適合項目を示す。

※TCE: トリクロロエチレン、12DCE: 1,2-ジクロロエチレン、CE: クロロエチレン、As: 砒素、F: ふっ素を示す。

※令和7年11月21日 指-149号

別紙⑱の指定区域は、形質変更範囲について法第3条第8項による土壌汚染状況調査をした結果、基準不適合となった特定有害物質の汚染状態について指定する。

指定する特定有害物質: クロロエチレン (溶出量、第二溶出量)、1,2-ジクロロエチレン (溶出量)、トリクロロエチレン (溶出量)、砒素 (溶出量)、ふっ素 (溶出量)

※令和8年2月6日 指-153号

別紙⑱の指定区域は、同区域で予定する工事により第1種特定有害物質及び第2種特定有害物質の基準 (第2溶出量基準を除く) に適合しない指定区域の汚染土壌が形質変更範囲 (指定区域を除く) 及び運搬経路に拡散することが見込まれることから指定の申請を行ったものである。

指定する特定有害物質: クロロエチレン (溶出量)、1,2-ジクロロエチレン (溶出量)、トリクロロエチレン (溶出量)、砒素 (溶出量)、ふっ素 (溶出量)

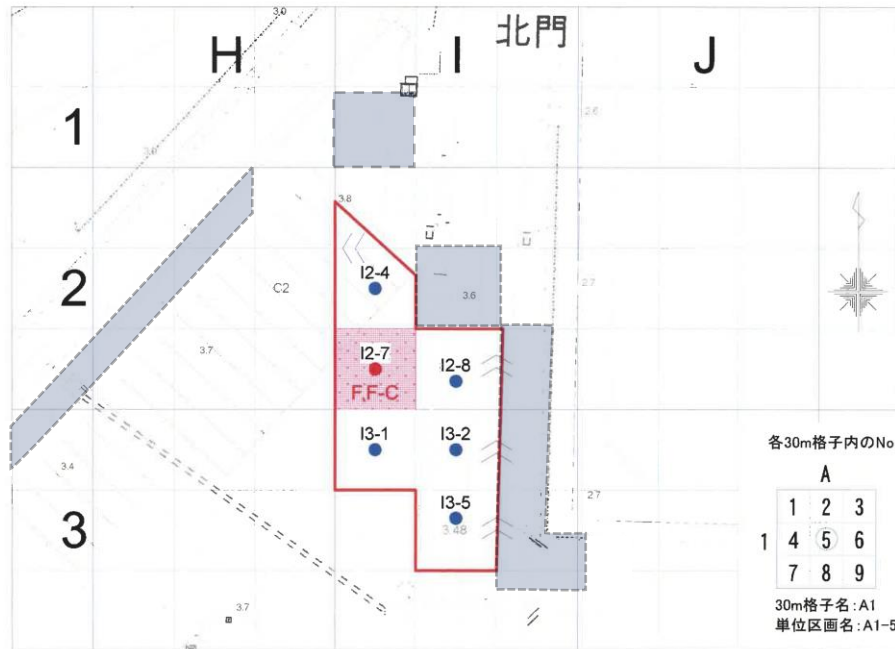


図 4-1 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲
(北側形質変更範囲：ふっ素)

- ：形質変更範囲 —：30m 格子 —：10m 格子 ≪：単位区画の統合
●：土壌試料採取地点（基準不適合地点） ●：土壌試料採取地点（基準適合地点）
■：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲
■：令和 5 年 6 月 30 日 指-109 号により指定された範囲（別紙④参照）

※地点下の F、F-C は汚染状態に関する基準に適合しない項目（F：ふっ素（溶出量）、F-C：ふっ素（含有量））を示す。

※令和 8 年 3 月 24 日 指-156 号

別紙⑳の指定区域は、形質変更範囲について法第 3 条第 8 項による土壌汚染状況調査をした結果、基準不適合となった特定有害物質の汚染状態について指定する。

指定する特定有害物質：水銀（溶出量）、ふっ素（溶出量・含有量）

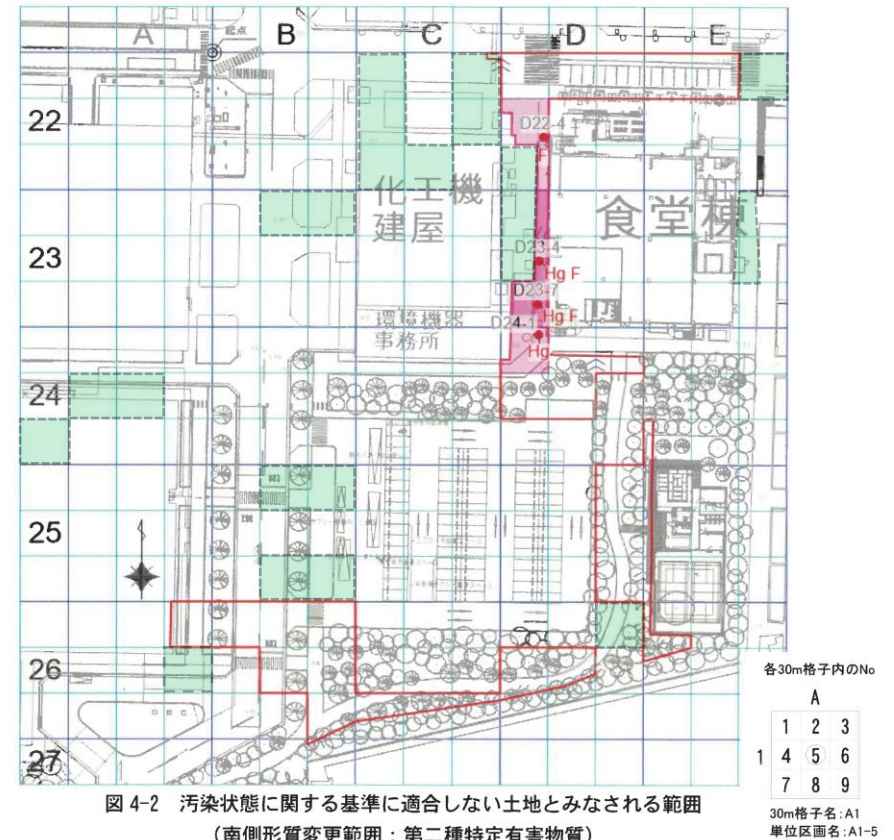
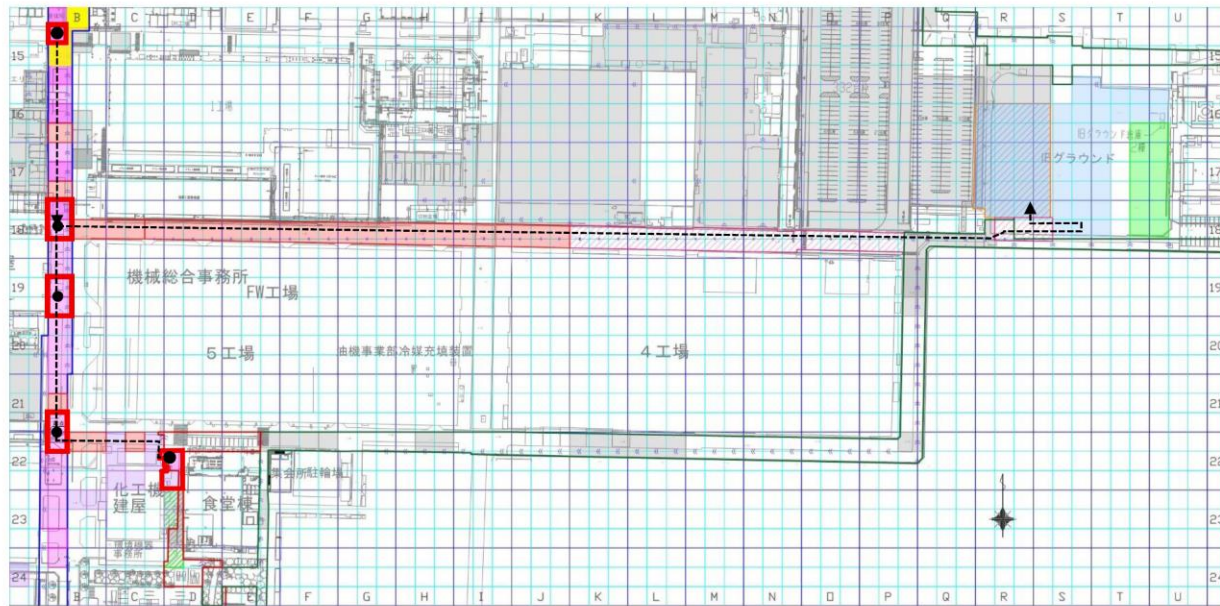


図 4-2 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲
(南側形質変更範囲：第二種特定有害物質)

- ：形質変更範囲 —：30m 格子 —：10m 格子 ≪：単位区画の統合
●：土壌試料採取地点（基準不適合地点）
■：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲
■：平成 25 年 5 月 13 日 指-25 号により指定された範囲（別紙①参照）

※地点下の Hg、F は汚染状態に関する基準に適合しない項目（Hg：水銀（溶出量）、F：ふっ素（溶出量））を示す。



各30m格子内のNo

A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

30m格子名：A1
単位区画名：A1-5

- ：本申請における運搬経路の申請範囲（F（溶出量）について汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなす。）
 - ：本申請に係る汚染土壌の搬出元となる範囲 —：30m 格子 —：10m 格子 ◀：単位区画の統合
 - ：五線水路 調査範囲（2024 年） □：遮水壁東工区 調査範囲（2022 年） □：遮水壁東工区 追加調査範囲（2026 年）
 - ：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（F（溶出量））
 - ：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（Hg（溶出量））
 - ：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（第一種特定有害物質（溶出量または第二溶出量））
 - ：既往の法第 14 条申請による運搬経路の指定範囲（F（溶出量）について汚染状態に関する基準に適合しない土地）
 - ：盛土ヤード①の区域指定範囲（Cd（溶出・含有）、Cr（溶出）、Pb（溶出・含有）、As（溶出）、F（溶出・含有）について汚染状態に関する基準に適合しない土地）
（※今後、右下の一部範囲は、TCE（溶出量）、1,2-DCE（溶出量）、CE（溶出量）についても追加予定）
 - ：汚染土壌仮置き場 A-①の区域指定範囲（Cd（溶出・含有）、Cr（溶出）、Pb（溶出・含有）、As（溶出）、F（溶出・含有）について汚染状態に関する基準に適合しない土地）
 - ：汚染土壌仮置き場 A-②の区域指定範囲（TCE（溶出）、Cr（溶出）、Hg（第二溶出）、Pb（溶出・含有）、As（溶出）、F（溶出・含有）について汚染状態に関する基準に適合しない土地）
 - ：上記以外の既往の区域指定範囲（全て形質変更時要届出区域に指定）
- ※TCE：トリクロエレン、1,2-DCE：1,2-ジクロエレン、CE：クロエレン、Cd：カドミウム、Cr：六価クロム、Hg：水銀、Pb：鉛、As：砒素、F：ふっ素 を示す。

※令和 8 年 5 月 25 日 指-160 号

別紙②の指定区域は、別紙⑭及び⑯の指定区域における各工事にて発生する汚染土壌を別紙⑭に運搬するため、あらかじめ汚染土壌の拡散が見込まれる運搬経路について指定の申請を行ったものである。

指定する特定有害物質：ふっ素(溶出量)